

第4章 社会教育委員の現状

—実態調査から見えてくるもの—

第4章 社会教育委員の現状－実態調査から見えてくるもの－

1 社会教育委員が置かれている状況

(1) 設置・活動状況

社会教育委員の設置は、任意設置であるが、都道府県、市町村のいずれも、100%に近く設置している。今日、生涯学習審議会や社会教育関係の他の審議会委員との兼務が見られ、社会教育委員の会議が「マンネリ化」「形骸化」していると指摘される場合が多い。

設置されていない県があげる理由は、「会議を必要としない」というもので、市町村においては、他の委員会が社会教育委員の会議を代行しているというものや、補助金支出がないため社会教育委員の会議を必要としない、市町村合併・行財政改革のより休会ないしは統合、などが理由としてあげられる。

(2) 会議の結果としての意見具申の状況

社会教育委員の会議で意見を述べることは社会教育委員の重要な職務の一つである。合議体としての社会教育委員の会議は、答申や意見具申等をかなり行っている。その比率は、市町村では38.3%であるが、都道府県では78.3%と顕著である。市町村の場合、市町村合併による影響（53市町村が指摘している）がやや比率を下げている。その一方で、社会教育委員の役割について、委員自身の理解が十分ではなく、力が発揮できていないという担当者の意見も多く見られる。

(3) 会議の開催状況

年間の社会教育委員の会議の開催数は、都道府県では平均2.8回であるが、市町村は、「年3回」が22.4%、「6回以上」が10.4%あり、市町村の方が若干会議の開催が多いと言える。また、小委員会や専門部会などを設置している自治体は、都道府県で37.0%、市町村では6.8%とかなり大きな差がある。都道府県においては諮問・建議の提出と関連が深い。市町村の場合は、答申・建議の提出というよりも、市町村の実情に応じた取り組みがあるかどうかとの関連が深い。

(4) 社会教育委員の会議の議題

平成18年度に見る限り、都道府県と市町村では会議の議題（取り上げられるテーマ・内容）にはやや違いがある。都道府県では、国の政策を受け、考慮しながら、「家庭教育・子育て支援」「地域の教育力の向上」「年間事業計画」などの議題が多い。市町村にあっては、「年間事業計画」「生涯学習の推進」「公民館活動」などがあげられ、地域的な特色をより強く持った議題が扱われているといえる。

(5) 小委員会の審議結果の反映

小委員会・専門委員会の会議の結果については、都道府県で88.2%が、市町村では44.3%が、答申、建議に反映されている。また、小委員会や専門部会の設置の意味合いが、都道府県と市町村では異なっている。都道府県では答申、建議作成のための専

門組織であり、市町村では委員活動の活発化に向けた役割分担につながっている。

2 社会教育委員への期待と地域のつながり

(1) 委員の任期・選出と公募制

まず、社会教育委員の任期は多くは2年ないし3年であるが、あて職で人選した場合、異動があれば1年で交代となる場合もある。また、2年では社会教育の理解や委員としての活動が十分できないおそれもある。第2に、委員の選出母体がある場合、その利益代表になりかねないという問題も場合によっては存在する。第3に、住民の意見やニーズの把握・反映することが期待されている「公募の委員」といえども、県内、市町村内の社会教育の状況に十分な理解があるわけではないこともある。そのような場合、社会教育委員が自治体内の社会教育の事情を詳細に分析できるようになることの方が、地域の社会教育の活性化につながるといえる。

(2) 行政委員兼務の状況

社会教育委員とその他の審議会等の委員との兼務状況をみると、都道府県では生涯学習審議会委員、図書館審議会委員が多いが、市町村では青少年問題に係る協議会等委員や、公民館運営審議会委員が多い。委員の任期・選出とも関わるが、より多くの住民の意見を把握し反映させようとする自治体では、他の委員会との兼務を少なくすることによって、総じて地域における社会教育についての理解者を増やすことにつながっている。

(3) 教育委員の会議での発言

委員の大きな役割のひとつである教育委員の会議での意見陳述であるが、都道府県では6.5%、市町村では3.7%と、あまり積極的な発言の機会はない。しかし、実際は、事務局を通して教育委員の会議で説明や、資料配布がなされている。また、市町村においては、調査報告や委員の提言が必ず教育委員の会議に報告されているところもある。

3 社会教育委員の活動にむけた体制整備

(1) 予算措置

行財政改革の中で、社会教育委員の活動のための財政措置が厳しいという意見は都道府県、市町村からも出ている。会議出席に係る委員報酬等・旅費を計上している都道府県は45県で、平均は636,462円、研究調査に係る経費は7県で計上され、その平均は129,143円、研修に係る経費（19県）の平均は118,088円、その他の活動に係る経費（16県）については平均66,678円である。市町村（1,132市）の委員報酬等・旅費の平均は377,240円、研究調査費（91市）は191,210円、研修費（632市）は135,589円、その他（203市）92,068円である。予算がなければ始まらないと考えている担当者は多い。だが、「予算がないからといって、できないわけではない」と考える市町村においては、委員活動が活発化しているといえそうである。

(2) 研究調査・研修の機会

研究調査は、都道府県では3県に1県の割合で行われている。市町村ではやや少なく30.5%である。研究内容は、都道府県、市町村ともに、様々な機関・団体や、社会教育施設等における、優れた社会教育事業の視察である。

研修機会の有無では、都道府県よりも市町村の委員の方がやや多く、9割を超えている。逆に言えば、約5%の市町村は研修機会がないことになる。

委員の研修は、社会教育委員としての自覚を高め、創意・工夫する志向を高めるといえる。さらには、行動する社会教育委員へとつながっている。

(3) 委員活動の広報

社会教育委員の会議の内容や委員の活動を公開することは、住民に対しては社会教育委員の意義と役割、あるいは活動の実態を伝えると同時に、社会教育委員自身の意識を高める。社会教育委員の会議の内容について、都道府県はホームページを使うなどして積極的に公開をしているが、市町村では必ずしも積極的ではない。事例研究を行った現地におけるヒアリング調査結果では、委員の活動を積極的に住民に知らせることによって地域住民の関心と意識を高め、委員活動の活発化を図っている。

(4) 行政担当者との連携

都道府県・市町村ともに、公募制については、委員が住民の意見やニーズを行政に伝えるパイプ役を期待し、会議の活発化を期待し、さらには、住民との協働を進める取り組みを期待して、導入が考えられている。しかし、公募制それ自体が直ちにそうした効果をもたらすわけではない。公募制を取らずとも活発な委員活動の見られる自治体もある。特に市町村において重要なことは、行政担当者が「パイプ役」の中身をどのようにとらえ、具体的にイメージできるかである。社会教育委員の今後の戦略を考え進めることが、行政担当者に求められている。

4 社会教育委員活動への期待

(1) 都道府県の場合

都道府県における社会教育委員への今日的役割としての期待は、第1に社会教育に関する建議や教育委員会の諮問に対する答申、第2に家庭・地域の教育力向上に関する積極的な貢献、第3に住民の意向を行政や施策の運営に反映させるためのパイプの役割である。都道府県全体の社会教育行政の役割とあり方を検討する社会教育委員の役割が大きく期待されている。

(2) 市町村の場合

市町村では都道府県の場合とやや異なり、第1に住民の意向を行政や施策の運営に反映させるためのパイプの役割である。第2に地域の社会教育に関する情報の行政への提供、第3に、家庭・地域の教育力向上に関する積極的な貢献、まちづくり・地域づくりへの積極的な貢献、そして、社会教育に関する諸計画の立案である。諸計画の立案以上に、地域社会における社会教育活動の具体的取り組みへの貢献が期待されている。

社会教育委員の活性化を考えているところは、「行動する社会教育委員」を期待しているといえる。

5 特色ある取り組みと今後の方向

(1) 委員活動が活発な自治体

都道府県では、委員活動に大きな差や特徴が現れているわけではない。しかし、市町村においては、社会教育委員の活動が活発なところは、①政策提言や意見具申が行われている、②小委員会や部会委員会が設置されている、③調査研究が行われている、④研修の機会が多いなどといった特徴が見られる。また、積極的に委員活動の様子を住民に届けているという、情報提供の機会・メディアが多いことも指摘できる。これらのことは、担当者の問題意識が高く、会議の議題の設定や、委員が活動しやすい対応、そのためのアイデアを提出していること、などの様子がうかがえる。

(2) 社会教育委員をめぐる特色ある取り組み

千歳市の事例研究に見られるとおり、社会教育委員が会議で意見を述べるだけでなく、社会教育計画を立案し、事業の点検・評価を行い、さらには自らの専門的知識を生かしながら、地域の課題に取り組み、実際に事業を実施するところまで行っている場合もある。

また、仙台市のように、研究テーマ設定、会議の進行、研究内容、調査法など、すべて会議において自主的に決定している市もある。

さらには、防府市のように、「行動する社会教育委員」を目指し、社会教育委員自ら事業の企画・立案・実施を行うだけでなく、PR活動に努めたり事業に参加する中で、リーダーシップを発揮している。

このように、社会教育委員として事務局・担当者と連携を保ちつつ、研修を重ね自身が身につけている専門的力を発揮し、さらには地域の様々なネットワークを生かし、自らが社会教育事業に関わって、地域課題の解決に立ち向かっている。

(3) 課題と今後の方向

行財政改革や市町村合併、教育改革や地域課題の顕在化など、変動する社会にあって柔軟な教育領域としての対応が求められる社会教育は、社会教育委員の会議の必要性がないと割り切る県や市町村が見られる一方で、とりわけ社会教育委員の活動が活発になり、更なる活躍に期待が高まっている自治体もある。特に市町村という身近な地域社会の中では、従来からの社会教育委員の会議で発言するという役割から、社会教育計画の立案・評価者であると同時に、社会教育事業を担うなどの役割についても大きく期待されている。社会教育委員と事務局担当者の両者が発想と視点を大きく変え、社会教育委員の活動の場を開発することが求められている。事務局担当者との連携の上に、地域社会やそこにおける組織・団体、人間関係を生かし、地域における社会教育委員の主体的な活動が求められている。

(山本 和人)